
◎報告第 1号 専決処分の報告について（白老町税条例の一部を改正する条例）

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。
小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 報告第1号についてご報告させていただきます。
報1-1でございます。報告第1号 専決処分の報告について。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。
平成25年5月31日提出。白老町長。
次のページをお開きください。報1-2でございます。専決処分書。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日専決。白老町長。

白老町税条例の一部を改正する条例。

白老町税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

続きまして、議案説明でございます。報1-8をお開きください。

議案説明。

白老町税条例の一部改正について。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。

新旧対照表の中身につきましては、最後のページに議案説明資料を添付しております。その中でご説明させていただきます。

報告第1号 白老町税条例の一部を改正する条例。今回の改正につきましては、主に3点ほど改正されております。

まず1点目としまして、土地改良法に基づく事業で、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業等の固定資産税、特別土地保有税の非課税措置の廃止ということでございます。この森林総合研究所につきましては、水源林の造成、また森林保全整備等の事業を行っているのですけれども、それらの全般事業の見直しの中で、今回非課税措置が廃止されたといった部分でございます。

2点目としまして、市中金利、いわゆる金融機関同士の貸し借りに適用される金利なのですが、この金利が低下していることから、国税に係る延滞金及び還付加算金の利率の見直しに合わせ、地方税についても同様に見直して金利を下げるものがございます。この適用については、平成26年1月1日からの適用ということになっております。

3点目としまして、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る）が当該家屋の敷地を譲渡した場合に、特例の適用を受けることができることとした改正でございます。

従前から震災で居住用の家屋が滅失した場合、その敷地を譲渡したときに、その譲渡した損失を所得から控除できるとした特例があったのですが、その部分を相続人にも適用するといった部分でございます。そのためには相続人が譲渡しておく場合にはその適用を受けられるというような形で改正されたものでございます。内容としては下記の3点について特例措置が受けられるといった部分でございます。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいということがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。